

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和７年（２０２５年）１０月２０日

下関市長 前田 晋太郎

１ 業務名

令和８年度個人市県民税納税通知書等作成及び封入・封かん業務（普通徴収）

２ 発注課

下関市財政部市民税課

３ 業務の内容

別紙１仕様書のとおり

４ 委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

５ 入札条件

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- （２）この公告の日から当該業務の入札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１

条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）

（４）過去５年間の間に、元請けとして個人市県民税納税通知書（普通徴収）の作成及び封入・封かん業務契約を２回以上にわたって受託し、引き渡した実績があること。

（５）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること。

（６）一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークもしくは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を受けていること。

6 入札参加方法

入札に参加するためには、「入札参加資格確認申請書」（様式１）に次に掲げる（１）、（２）の書類を添付し、郵送又は持参し提出すること。ただし、郵送の場合は書留郵便物に限り受け付けるが、提出期間内に必着のこと。

（１）「同種・同規模委託業務の実績調書」（様式２）

（２）プライバシーマークの使用許諾証又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の登録証（いずれも写しでも可。）

なお、「入札参加資格確認申請書」（様式１）、「同種・同規模委託業務の実績調書」（様式２）については財政部市民税課市民税係の窓口で入手するか、下関市ホームページ <http://www.city.shimonoseki.lg.jp/> の入札・契約・登録その他の入札情報からダウンロードして使用すること。

7 入札参加資格確認申請書提出期間

令和７年１０月２７日（月）午後５時００分まで

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和７年１０月２８日（火）までに「入札参

加資格確認通知書」(様式3)により通知する。

9 質問の方法

- (1) 業務に関する質問は、ファクシミリによること(様式任意。送信後に必ず電話による着信確認を行うこと)。
- (2) 質問の期限は、令和7年10月27日(月)正午までとする。
- (3) 質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。

10 連絡先・提出先

(郵便番号) 750-8521

(提出先) 下関市南部町1番1号 本庁舎西棟2階

下関市財政部市民税課市民税係

(電話番号) 083-231-1111 内線2662

(ファクシミリ番号) 083-233-0695

11 入札方法

- (1) 入札書を下記「12.(2)入札場所」に持参すること。
- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 落札決定については、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税相当額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額)の110分の100に相当する金額を記載すること。

12 入札(開札)日時等

(1) 入札(開札)日時 令和7年11月4日(火) 午後3時00分

(2) 入札(開札)場所 下関市役所本庁舎西棟4階 401会議室

入札終了後、入札場所にて開札を行う。

13 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

14 支払条件

令和 7 年度 なし

令和 8 年度 完了払（委託料は月払いとし、入札書に記載の金額に消費税及び地方消費税を加算した額を毎月均等払いするものとする。）

15 契約条項を示す場所及び日時

（１）場所

下関市財政部市民税課

（２）日時

令和 7 年 1 0 月 2 0 日（月）から令和 7 年 1 0 月 2 7 日（月）まで

16 その他

（１）入札に参加する者は、本公告、仕様書及び関係法令等を熟読のうえ入札すること。

（２）入札参加資格確認申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、令和 7 年 1 0 月 3 0 日（木）午後 5 時までに書面を財政部市民税課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。

（３）（２）に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。

（４）入札においては、入札書（様式 4）を使用すること。

（５）代理人による入札者については、委任状（様式 5）を入札日に提出すること。

（６）入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（７）次に掲げるもののいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの。

- イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないものの。
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載がないもの。
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - オ 同一人が同一事項に対して2通以上したもの。
 - カ 虚偽の申請を行った者のしたもの。
 - キ 金額を訂正した入札書によるもの。
- (8) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
 - (9) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
 - (1 0) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
 - (1 1) 入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン等）を使用しないこと。

以上